

新潟県知事
花角英世様

一般社団法人新潟県労働者福祉協議会
理事長 牧野茂夫

<会員団体>

日本労働組合総連合会新潟県連合会
新潟県労働金庫
こくみん共済coop新潟推進本部
公益財団法人 新潟ろうきん福祉財団
新潟県退職者連合
全日本港湾労働組合日本海地方新潟支部
新潟県生活協同組合連合会
ワーカーズコープ 北信越事業本部
ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟
特定非営利活動法人 新潟NPO協会
生活協同組合 コープデリにいがた
特定非営利活動法人 フードバンクにいがた

2024年度（令和6年度）労働者福祉に関する要請書

貴職におかれましては、県民生活の安定と向上をはじめ県政課題の前進に向けて、日々ご奮闘されておりますことに敬意を表します。また、日頃、新潟県労働者福祉協議会（以下、「県労福協」という。）の事業に特段のご理解とご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの分類が5類に移行され、社会や経済が活力を取り戻すことが期待される一方で、原油価格や光熱費など生活に関わる多くの物価が高騰しており、県民勤労者は生命・健康の不安と経済低迷による所得低下、雇用不安を抱えながら生活を送っています。こうした状況が長期化している中で、まさに今、国および県が使命と役割を発揮し、困難を抱える生活者に寄り添いながら、穏やかな日常を取り戻す行政の実行が求められています。

また、政府がSDGs（持続可能な開発目標）実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰ひとり取り残さない社会」の実現のために、県においても人権・労働基本権の保障、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換をはかることが、今まで以上に求められています。

県労福協は、社会的な課題に対し、「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で

つくる安心・共生の福祉社会」の実現のため、行政をはじめ様々な団体と連携し、県民の暮らしをサポートする事業への取り組みを進めているところです。

つきましては、県政における課題山積とは存じますが、勤労者福祉の向上に向け、以下の要請項目についてご検討いただきますよう、ご要請申し上げます。

要 請 項 目

1. 東日本大震災の被災者・避難者支援および防災・減災対策の強化

被災者支援と防災・減災対策について以下の取り組みを要請します。

(1) 被災者・避難者への生活支援

2011年3月11日に発生した東日本大震災等による影響を受け、12年経過した今日においても県内への避難者数は、6月末で1,865人（前年比-126人）となっている。

避難生活が長期化し県内広域に及ぶ避難者のため、孤立化や引きこもりの防止等も念頭に置き、見守り・相談などの寄り添い支援を実施するなど、避難者支援を継続すること。

(2) 平時における防災・減災の対策

①災害からの暮らし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間団体の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討すること。

②災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営のための公的な支援を検討すること。

③災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を実施すること。

2. 格差・貧困社会の是正、セーフティーネットの強化について

県民が安心・安全に暮らせる社会づくりをめざすため、地域住民の生活実態に照らし、以下の取り組みを要請します。

(1) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

①原油価格の高騰などによる物価高の影響が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援としての本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化をはかり、住民への周知・啓発を徹底するとともにオンラインによる相談体制の整備をはかること。

②物価高の影響により、生活に困窮する人々がこれまで以上に苦境に立たされている。こうした生活困窮者の支援を進めるため、一時的な給付金に留まらず、子育て世帯や高齢者世帯を含めた困窮世帯を対象とした買い物時の継続的な割引制度等を設けること。そして、たとえば電気料金の過度の節約により熱中症等を発症することを防ぐため、一定の要件の下で公共料金の一部を控除することにより負担軽減を図ること。加えて、ガソリン・軽油代の値下げのため、「二重課税」となっている状況を是正すると共に、燃料代の高騰が長引いた際、低体温症や凍死・衰弱死を防ぐために灯油代の割引制度を設けるなどすること。

- ③相談事例において引きこもりの問題が増加傾向にあるため、県としての対応策、支援策の充実を検討すること。
- ④生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善、定着促進をはかるとともに、研修の充実、資格取得へのサポートなどスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

(2) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響に関わる対応

- ①生活保護制度の申請は、国民の権利であることを広く県民に知らせ、最新の申請書やパンフレットをアップデートするとともに、福祉事務所や行政の各相談窓口を設置すること。また、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請や FAX 申請にも対応するなど運用の緩和を行うこと。
- ②生活保護法の運用にあたっては、生活が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう現場に徹底すること。
- ③扶養照会が、要保護者の生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を職員に徹底するよう現場を指導すること。
- ④生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善をはかり、正規職員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるための財政支援を行うこと。

(3) 子どもの貧困対策の強化

- ①子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢を一層明確化すること。
- ②相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状を踏まえて、順次施行される改正児童福祉法等に基づき、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化すること。
- ③県内においては、様々な事情から栄養のある食事をとることができない子どもたち等へ食事を提供する、子ども食堂が開設されている。子ども食堂をはじめとする子どもたちの居場所の提供を行う団体、施設への効果的な支援策を講ずること。
- ④ヤングケアラーに対して新潟県が行った調査結果が、2022年6月に公開されており、それらの調査内容を踏まえた施策の検討、関係機関との連携をすすめること。

3. 奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減について

現在、日本の奨学金は給付型よりも貸与型が多く、若者の返済困難者は続いており、奨学金返済のために結婚や出産をためらう若者が多数います。返済困難に陥っている若者を救い、将来に希望の持てる社会を実現するためには、奨学金の経済負担を軽減し、貸与中心から給付中心の奨学金制度を早期に実現することが求められています。

県労福協は、中央労福協などと連携し、以下の内容を盛り込む各種の取り組みを進めてい

ます。つきましては、当事者の声を反映したより良い制度へと改善するため、これまでの県独自の取り組みと併せ、県から国への働きかけを要請します。

- ①県は、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をはかること。
- ②県は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかけること。
- ③県は、国の奨学金制度を補う観点から、独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設（充実・改善）を検討・実施すること。
また、高校生を対象とした奨学金制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充すること。
- ④県及び国は、公立大学の授業料等を引き下げるための施策を講じること。また、大学等修学支援法に伴う制度の実施により、これまで公立大学が行ってきた授業料減免が縮小・後退しないよう、必要な措置を講ずること。
- ⑤家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないように、県の奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかること。
- ⑥コロナ禍や物価高に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。

4. フードバンク活動の促進について

県からは、フードバンク支援事業への協力をいただいているところですが、大幅な物価の高騰により支援が必要な人たちは増加しております。子どもの貧困対策やヤングケアラー支援、食品ロス削減等の意味からも、県内のフードバンク連携組織が果たす役割は大きくなっています。2024年度も、各フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、県として積極的に助成を含めた支援策を展開するよう要請します。

5. 持続可能な地域公共交通機関の確保について

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環として位置付けるとともに、鉄道を含む地域公共交通体系の充実・整備を要請します。

6. 労働者協同組合法の施行の運用について

「労働者協同組合法」は2022年10月1日に施行されました。

この新しい法人格は市民がみんなで出資をし、事業運営にみんなの意見反映を活かし、共に働く事業体として今注目を集め始めています。中央労福協では中心政策に位置付け、県労福協でも、新しい市民主体の事業化に取り組む地域活動、福祉活動として県知事への要請でも支援を要請してきました。

現在、全国では 59 団体の労働者協同組合法人が開設されました（連合会組織も 2 か所設立されました。日本労働者協同組合連合会他）。

また今年 7 月には、県内第 1 号の立ち上げ事例として、関川村にて農産物（かぼちゃ）の卸売販売、加工品のインターネット販売を行う労働者協同組合「パンプアップせきかわ」が立ち上げられました。

全国での活動事例も、自治会と連携した地域の活性化や、地域おこし協力隊による事業継続、高齢者、障がい者、子育て家庭への様々なサポート事業、福祉サービスを始める事例など、地元の人的資源に主体を求め、新しい地域おこしに取り組む事例が様々な分野で広がる契機となり始めています。また中小企業の継業の方向性としても考えられています。

この法律の最大の特徴は人材派遣業以外のあらゆる事業分野に事業が取り組める組織法となっており、市民協同、農山村の過疎化、市民を主体にする福祉分野、中小企業対策、産業育成など地方自治の活性化、主体化の可能性を幅広く広げるものとなっていることです。

新潟県においては、引き続き、この法が実効性あるものとなり、労働者の生活向上はもとより地方の活性化につながるよう、自治会、市民協同、地域福祉、中小企業対策などの多部署の自治体職員、県下基礎自治体への法律周知の学習会の開催、制度内容の県民、市町村関係機関への周知の徹底および、市民対象の周知イベントの開催と「労働者協同組合法人」の設立や法人移行に関わる相談窓口の確立など、具体的な対応策について予算措置を含め要請します。

7. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴う対応について

2022 年 5 月 19 日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 4 年法律第 52 号）（以下「困難女性支援法」という。）が成立し、2024 年 4 月 1 日に施行されます。

女性たちが直面する困難は、自己責任の問題ではなく、性差別や男女格差が根強い社会構造そのものが生み出すものだという認識から、支援は公的責任で実施することが明記されました。

「困難女性支援法」を実効性あるものとするため以下の取り組みを要請します。

- (1) 「困難女性支援法」施行を広く県民に周知し、「困難に直面する」全ての女性を対象とすることや支援内容を浸透させるための創意工夫した取り組みにより、支援を必要とする者に確実に支援が届く体制を構築すること。

とりわけ、行政の相談支援機関・連携機関に徹底すること。

- (2) 地域格差が生じることがなく、必要となる相談支援体制や地域福祉との連携強化を図るため、市町村及び民間団体を支援するための財政と人材を充実させること。

県内全ての市町村において「困難女性支援法」に基づく基本計画が策定されるように支援すること。

以 上